

三木市記者発表資料 (令和3年12月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 福祉課	課長 岩崎英也 (内線 2361)	臨時特別給付 金担当	0794-82-9008 (内線 2402)

タイトル
住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を支給 ～ 10万円を支給します ～
内 容
<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等の方々の暮らしを支えるための給付金です。 対象世帯や給付を受けるための手続きなどは、以下のとおりです。</p> <p>1 対象世帯</p> <p>(1) 令和3年12月10日(基準日)において、世帯全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>(2) (1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税が課税されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税(相当)水準以下である世帯</p> <p>※ (1)又は(2)に該当しても、世帯の全員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、対象外。</p> <p>2 給付額 1世帯あたり10万円</p> <p>3 給付手続</p> <p>(1) 上記(1)対象世帯 申請は不要です。12月27日から順次、案内書を発送します。</p> <p>(2) 上記(2)対象世帯 申請が必要です。概要は、以下のとおりです。</p> <p>① 申請期間 令和4年1月11日(火)～9月30日(金)</p> <p>② 申請に必要な書類 申請書、収入又は所得のわかる資料等 (詳細は広報みき又は市ホームページ等を参照ください。)</p> <p>③ 申請先・お問合せ先 三木市福祉課 臨時特別給付金担当 TEL 0794-82-9008(直通)</p> <p>④ 申請方法 原則郵送によりご提出ください。</p>
セールスポイント
<p>住民税非課税世帯等に対する給付は、基本的には、市民の皆さまからの申請を待たずに、課税情報などをもとに、給付対象となる可能性のある世帯を抽出し、できるだけ簡素な手続きで、迅速に給付を実施いたします。</p>